

高浜市物価高支援クーポン発行業務委託 プロポーザル募集要領

1 業務名

高浜市物価高支援クーポン発行業務

※この事業は、令和8年度6月補正予算が成立することを条件とする。

2 業務目的

物価高騰対策として生活者及び市内商業者を支援するため、高浜市 LINE 公式アカウント登録者に対し、スマートフォン等で利用するデジタルクーポンを発行する。

3 業務内容

別紙「仕様書」に記載のとおり

4 提案限度額

16,675千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※デジタルクーポン発行額は、160,000千円を予定。発行額分は、本提案にかかる委託料とは別で受注者に支払う。

※事務費の減額に伴いデジタルクーポン発行額が増額することも想定すること。

5 業務委託事業者の選定方法

企画提案を募り、審査委員会による選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

応募者は、次のすべての要件を満たすこととする。

- (1) 高浜市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) この要領に基づく申請関係書類の提出日から選定結果の通知日までの間に高浜市入札参加資格停止要領の規定に基づく資格停止処分を受けていないこと。
- (4) 役員（法人でない団体の代表又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。

7 参加表明

企画提案に応募する事業者は、応募書類の提出前に参加表明を行うこととする。

(1) 参加表明方法

参加表明は、「参加表明書（様式第1号）」により、経済環境グループあてに電子メール（keizaikankyo@city.takahama.lg.jp）で行うこと。電子メールの件名は、「プロポーザル参加表明書（提案事業者名）」とすること。

(2) 提出期限

令和8年5月14日（木）午後4時

8 質問受付・回答

(1) 質問方法

質問は、「質問書（様式第2号）」により経済環境グループあてに電子メール（keizaikankyo@city.takahama.lg.jp）で行うこと。電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問（提案事業者名）」とすること。

(2) 受付期限

令和8年5月14日（木）正午

(3) 回答方法

随時、高浜市ホームページに掲載する。

9 応募書類

(1) 提出書類（用紙は日本工業規格A4判（A3判とする場合は折込み））

ア 参加申込書（様式第3号）

イ 企画提案書（様式自由）

別紙審査項目に沿って提案し、以下の内容を必ず含めるものとする。

①利用者がデジタルクーポンの獲得から利用するまでの流れや、デジタルクーポンの獲得・利用や登録店検索時にスマートフォン等に表示する画面が分かるもの。

②利用者が登録店であることを確認できるポスターやQRコード等の表示物が分かるもの。

③デジタルクーポンの利用状況を確認できるシステム管理画面が分かるもの。

※①～③は、いずれもイメージで可。

ウ 業務実績書（様式第4号）

①本業務と類似する事業における事務局やコールセンター等の実績を記載すること。

②本業務に提案するシステム利用の実績を記載すること。

エ 見積書

①社印及び代表者印は不要。

②各業務の費用が分かるよう内訳書を添付すること。

(2) 提出期限

ア 持参の場合 令和8年5月21日（木）※土・日曜日、祝日除く
午前9時から午後4時まで

イ 郵送の場合 令和8年5月21日（木）必着

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 提出部数

6部

※「(1) ア 参加申込書」は、社印及び代表者印を押印したものを1部のみとする。

(4) 提出場所

高浜市役所1階 市民部経済環境グループ

(5) その他

ア 提出書類は、返却しない。また、提出書類作成に係る費用及び提出に係る交通費等の費用については、支給しない。

イ 提出書類の内容について市が提案事業者に問合せを行った場合、提案事業者は、

速やかに市に対して回答すること。

10 審査・選定方法

- (1) 審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。
- (2) 審査方法は、別紙「審査項目」に基づき、審査項目ごとの評価点数の合計点数に基づくものとし、最も合計点数の高い提案事業者を選定する。ただし、合計点数が6割未満であった場合においてはこの限りではない。
なお、同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により選定する。
- (3) プロポーザル審査会は、令和8年5月26日（火）に実施する。実施の詳細については、提案事業者に別途通知する。
- (4) プレゼンテーションに要する時間は20分、質疑応答10分程度とする。
- (5) 提案事業者の出席者は、2名までとする。
- (6) プレゼンテーションでスクリーンを使用する場合は事前に申し出ることとし、パソコン等は提案事業者で準備する。
- (7) 選定結果については、提案事業者全てに文書で通知する。
- (8) 選定結果に対する異議申立ては、認めない。

11 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合、事業者の提案は無効とする。

- (1) 資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に陥った場合
- (5) 審査の公平性を欠く行為があった場合
- (6) 募集要領に違反すると認められる場合
- (7) その他不正な行為があった場合

12 契約の締結

- (1) 選定された候補者と契約締結に向けた協議を行う。協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は、履行の義務を負うものとする。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。

(3) 契約期間中に天災、疫病、その他不可抗力によるもの、事業者の責に帰さないものにより、必要があると認めるときは、委託業務の中止又は延期の内容を事業者に通知して、委託業務の全部又は一部の履行を中止又は延期させることができる。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年12月15日（火）まで

13 公募から契約締結までのスケジュール（予定）

内容	日程
募集要領等の公示（市HPの公開）	4月24日（金）
質問受付期限	5月14日（木）正午
参加表明書提出期限	5月14日（木）午後4時
提案書の提出期限	5月21日（木）午後4時
プロポーザル審査会	5月26日（火）
選定結果通知書発送	5月27日（水）
契約に向けた協議	5月27日（水）
契約締結	6月12日（金）

14 提出及び問合せ先

高浜市市民部経済環境グループ（高浜市役所1階）

住所：〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

電話：0566-95-9522（直通）

電子メール：keizaikankyo@city.takahama.lg.jp